c　項番23「連結流動性カバレッジ比率」の欄には、項番21を項番22で除して得た値について小数点第二位以下を切り捨て小数点第一位までを記載する。

d　項番24「平均値計算用データ数」の欄には、項番23の連結流動性カバレッジ比率を計算するために用いたデータの数を記載する。

⑸　その他

a　この別紙様式第二号は、平成二十七年六月三十日（以下「適用日」という。）以後に終了する四半期に係る事項について記載することとし、適用日前に終了した四半期に係る事項については記載することを要しない。

b　適用日から平成二十八年十二月三十一日までの間、月次平均の値についてこの別紙様式第二号を作成し開示した場合には、平成二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間は、「前四半期」に係る欄に当該月次平均の値を用いてこの別紙様式第二号を作成することができる。

○総務省告示第五十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、同法第三十八条の四十八において準用する同法第三十八条の二十第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書を次のとおり定め、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年二月二十七日　　総務大臣　山本　早苗

第　　号

登録修理業者検査職員証明書

この証明書を携帯する職員は、電波法第38条の48において準用する同法第38条の20第１項の規定により立入検査をする権限を有する者であることを証する。

所　　属
氏　　名
交　　付　　年　　月　　日
有効期限　　年　　月　　日

総　務　省　　印

備考　大きさは、縦６センチメートル、横９センチメートルとする。

○総務省告示第五十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、同法第百二条の十六第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書を次のとおり定める。

なお、平成十九年総務省告示第六十八号（指定無線設備小売業者検査職員の証明書）は廃止する。

平成二十七年二月二十七日　　総務大臣　山本　早苗

1　表面

第　　号

指定無線設備小売業者検査職員証明書

この証明書を携帯する職員は、電波法第102条の16第１項の規定により立入検査をする権限を有する者であることを証する。

所　　属
氏　　名
交　　付　　年　　月　　日
有効期限　　年　　月　　日

総　務　省　　印

2　裏面

電波法抜粋

第百二条の十六第一項　総務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、指定無線設備小売業者から、その業務に関し報告を徴し、又はその職員に、指定無線設備小売業者の事業所に立ち入り、指定無線設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第百十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

二十七　第百二条の十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

備考　大きさは、縦６センチメートル、横９センチメートルとする。

○総務省告示第五十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十七年二月二十七日　　総務大臣　山本　早苗

第２の第２表中

7250—7425 J 189	固定	公共業務用	
	固定衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用	
7425—7750	固定	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	
	固定衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用	

を

7250—7425 J 189　J 189A	固定	公共業務用	
	固定衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用	
7425—7750 J 189B	固定	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	
	固定衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用	

に、

8025—8175	固定衛星（地球から宇宙）	電気通信業務用 公共業務用	
	地球探査衛星 （宇宙から地球）	公共業務用 一般業務用	
8175—8215	固定衛星（地球から宇宙）	電気通信業務用 公共業務用	
	地球探査衛星 （宇宙から地球） 気象衛星（地球から宇宙）	公共業務用 一般業務用	
8215—8400	固定衛星（地球から宇宙）	電気通信業務用 公共業務用	
	地球探査衛星 （宇宙から地球）	公共業務用 一般業務用	

を